

第 5 号

令和3年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和4年度	千円 1,865
	令和4年度 ～令和8年度	1,375
事務機器等賃借	年次別内訳	
	令和4年度	275
	令和5年度	275
	令和6年度	275
	令和7年度	275
令和8年度	275	

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫